

大阪府森林組合通信

2019.10 Vol.37

ナツハゼ
撮影地：枚方市

8月20日 第18回大阪府森林組合 通常総代会を開催しました。

当組合は第18回通常総代会を令和元年8月20日午後2時より、大阪市中央区の国民會館大ホールにおきまして、大阪府副知事の田中様、近畿中国森林管理局局長の高野様、能勢町長の上森様をはじめ、関係各方面より多数のご来賓をお迎えし、総代244名中185名(うち委任状61名)の出席により開催いたしました。

議案は
第1号議案

「平成30年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処

分案、注記表及び附属明細書の承認について」

第2号議案

「令和元年度事業計画の設定について」

第3号議案

「令和元年度借入金の最高限度額の決定について」

第4号議案

「令和元年度余裕金預け入れ先の決定について」

第5号議案

「役員報酬の決定について」

附帯決議

を上程させていただき、各議案とも原案通り可決・承認をいただきました。



大阪府の田中副知事

ご挨拶

大阪府森林組合
代表理事組合長 栗本 修滋



代表理事組合長の栗本です。第18回通常総代会は組合員の皆様のご理解によって、すべての議案を可決していただきました。誠にありがとうございました。

さて昨年9月4日に大阪を直撃した21号台風を引き続き、本年の9月9日には台風15号

が千葉県に上陸しました。神奈川県、千葉県を中心に大きな被害が発生し、大規模停電の影響が連日マスコミで取り上げられました。また家屋の一部損壊の多さが話題になり、国の助成が新たに決まりました。

このようにマスコミは、昨年に続き今年も台風による大きな被害が発生したことを伝えています。

そこで気になりますのは、千葉県、銘木で地域の財産だった山武杉の倒木が停電の原因で復旧も困難にしたと喧伝されていることです。

山武杉は伝統的な生産様式が崩れてスギ非赤枯性溝腐病に侵され、これらの木に折損、倒木被害が多発したようです。マスコミでは、所有者の責

任で電柱周りの木を伐採するか、伐採費用の一部負担などの処置が必要と、識者に言われています。

本当にそうでしょうか。山に木が生えるのは自然の現象であり、木を植えるのも林業の営みとして当然の権利と想うのです。

山を開発して道や家を作ったのも、そこに電柱を立てたのも山があったよりもずっと後のことです。

私は山に罪はないと思いますし、山の所有者にも当然責任はないと思うのです。

この原稿を執筆後に、超大型台風19号が関東に上陸して、甚大な被害を受けました。お亡くなりになられた方のご冥福と、被災された方々のお見舞いと一日も早い復興をお祈り申し上げます。

Contents

8月20日 第18回大阪府森林組合通常総代会を開催しました。 ……	1
ご挨拶 ……	1
平成30年度決算報告 ……	2
令和元年度事業計画 ……	3
令和2年度林野庁関係予算概算要求について ……	3
大阪府森林環境税延長へ ……	3
国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律が成立 ……	4
労働安全衛生規則の改正 ……	6

統計調査にご協力ください(2020年農林業センサス) ……	6
加入してよかった森林保険 ……	6
木根館 ラ・フォレストイベント情報 ……	7
「街と里のつながり」実証事業の推進について ……	7
廃棄物の焼却行為はやめましょう! ……	7
公共建築「高槻子ども未来館」オープン! ……	8
地域における不適正な建設残土の処分を防止しましょう! ……	8

平成30年度決算報告

貸借対照表（令和元年5月31日現在）

(単位：円)

科 目	内 訳	小 計	合 計	科 目	内 訳	小 計	合 計
(資産の部)				(負債の部)			
流動資産				流動負債			
現金・預金		1,078,716,265		買掛金		5,188,357	
さきもり基金		505,445,596		未払金		112,983,670	
売掛金・未収金	39,347,102			前受金		2,845,671	
上記2項目の貸倒引当金	△ 254,000	39,093,102		預り金		5,436,047	
				その他		16,762,806	
たな卸資産		33,298,124		流動負債合計			143,216,551
その他		9,751,484					
流動資産合計			1,666,304,571	固定負債			
固定資産				農林漁業資金借入金		15,282,284	
有形固定資産	1,108,048,650			林構施設借入金		19,068,000	
減価償却累計額	△ 874,862,878	233,185,772		預り保証金		9,320,000	
無形固定資産		3		退職金給付引当金		123,523,199	
固定資産計		233,185,775		役員退任慰労金引当金		10,206,648	
				基金預り金	504,000,000		
外部出資				組合拠出金	△ 88,100,000	415,900,000	
系統出資金		35,870,000		その他積立金・基金		497,001,424	
系統外出資金		9,827,000		固定負債合計			1,090,301,555
子会社等出資		10,000,000		負債合計			1,233,518,106
外部出資金計		55,697,000					
その他の固定資産				(資本の部)			
農林漁業資金貸付金	15,282,284			出資金		200,232,000	
貸倒引当金	△ 3,149,000	12,133,284		出資金合計			200,232,000
その他		5,100,000		剰余金			
その他の固定資産計		17,233,284		準備金・積立金		441,603,935	
固定資産合計			306,116,059	当期末処分剰余金		97,066,589	
				剰余金合計			538,670,524
				資本合計			738,902,524
資産合計			1,972,420,630	負債・資本合計			1,972,420,630

1. 受取手形の割引高は 0 円である。
2. 受取手形の裏書譲渡高は 0 円である。

損益計算書（平成30年6月1日～令和元年5月31日）

(単位：円)

科 目	小 計	合 計
I 事業総損益		
1. 収益	1,280,629,995	
2. 費用	1,025,463,763	
事業総利益		255,166,232
II 事業管理費		
1. 人件費	179,832,345	
2. 旅費交通費	4,128,251	
3. 事務費	5,555,377	
4. 業務費	3,986,428	
5. 諸税負担金	6,919,190	
6. 施設費	53,281,125	
7. 雑費	419,301	
事業管理費計		254,122,017
事業利益		1,044,215
III 事業外損益		
1. 事業外収益	6,304,396	
2. 事業外費用	2,028,070	
事業外損益		4,276,326
経常利益		5,320,541
IV 特別損益		
1. 特別利益	1,627,000	
2. 特別損失	1	
特別損益		1,626,999
税引前当期利益		6,947,540
法人税及び住民税額		2,109,901
当期剰余金		4,837,639
前期繰越剰余金		92,228,950
当期末処分剰余金		97,066,589

部門別損益計算書

(単位：円)

部 門 別	費 用	収 益	損 益
指 導 部 門	3,594,364	2,999,704	△ 594,660
販 売 部 門	187,012,279	213,039,998	26,027,719
加 工 部 門	97,159,931	85,345,516	△ 11,814,415
森林整備部門	737,697,189	979,244,777	241,547,588
合 計	1,025,463,763	1,280,629,995	255,166,232

平成30年度剰余金処分案

(単位：円)

摘 要	積算内訳	小 計	合 計
I 当期末処分剰余金			97,066,589
II 剰余金処分額			
1. 法定準備金		970,000	
2. 任意積立金			
持続的な森づくり積立金		5,000,000	5,970,000
III 次期繰越剰余金			91,096,589



令和元年度事業計画

平成31年4月より国の森林環境譲与税が施行され、その財源は市町村に委ねられるなど、地域の森林が抱える問題解決に向けて、新たな一歩が踏み出されました。

各市町村では、まず森林所有者の今後の森林管理に関する意向を調査することに加え、各種の森林情報の整理など、様々な施策が進められます。当組合では、森林を次代に引き継ぐため、組合員の意見や要望を集約し、市町村が取り組まれる事業への協力体制を築くことで、地域森林・林業の振興に努めます。

一方で、その財源は木材利用や森林環境教育にも活用できるとされていることから、府内産木材を活用した商材や、小、中学生を対象とした林業体験や森林環境教育などの提案も進めます。

大阪府域の森林は住宅地と近接している箇所が多いという特徴を持ち、森林での災害発生は、時として人の生命や財産に影響を及ぼすことが懸念されます。今年度で期限を迎える府の森林環境税は、地域の実情に

即し、府の独自施策として執行される貴重かつ有意義な制度であることから、新たな枠組みでの施策の継続に向けた運動に努めてまいります。

さて、令和元年度は、前述した災害により被災した森林の復旧作業に取り組みます。復旧作業の実施に際しては、森林所有者の同意と協力が必要となりますので、対象の森林を所有の各位におかれては、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。また、府の森林環境税を活用した、「持続的な森づくり推進事業」による森林作業道の恒久化とともに、森林防災を目的とした事業にも取り組んでまいります。

持続可能な森林経営を行うためには、適切な森林管理と災害に強い森林づくりが求められますが、当組合では森林境界や所有者、施業履歴といった、様々な森林情報を次代に伝達することも必要であると慮し、各種の事業の活用に向け、組合が保有する情報・技術・技能を駆使して、その実現に努めてまいります。

1 部門別損益計画

(単位:千円)

部 門	費 用	収 益	損 益
指導部門	3,500	2,940	△ 560
販売部門	179,600	193,200	13,600
加工部門	85,000	85,000	0
森林整備部門	928,100	1,174,510	246,410
合 計	1,196,200	1,455,650	259,450

2 事業総損益

I. 事業総利益	259,450
II. 事業管理費	249,600
III. 事業外損益	2,400
IV. 特別損益	—
V. 利益剰余金(税引前剰余金)	12,250

■ 林政情報

令和2年度林野庁関係予算概算要求について

令和2年度林野庁関係予算概算要求の概要が発表されました。
その要求総額は、3,470億円で、このうち公共事業費は2,330億円、非公共事業費は1,138億円、対前年度比では116%となっております。
主な事業とその予算額は次のとおりです。

- 重点項目
1. 林業成長産業化総合対策【163億円】
新たな森林管理システムの下で、森林の経営管理を担う意欲と能力のある林業経営者の育成や、経営の集積・集約化を進める地域への路網の整備・高性能林業機械の導入、スマート林業・新素材開発などの「林業イノベーション」の推進に向けた取り組み、CLTを含めた木材の利用拡大など、川上から川下までの取り組みを総合的に支援
2. 森林整備事業(公共)【1,490億円】
林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現し、国土強靱化や地球温暖化防止などにも貢献するため、新たな森林管理システムが導入される地域を中心に、間伐や路網整備、再造林などを推進。
3. 「緑の人づくり」総合支援対策【53億円】
林業への就業前の青年に対する給付金の支給や、新規就業者を現場技能者に育成する研修、高校生や社会人を対象としたインターシップなどを支援するとともに、新たな森林管理システムの円滑な実施に向け、市町村の森林・林業担当職員を支援する人材の育成を推進。
4. 森林・山村多面的機能発揮対策【14億円】
森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、地域における活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用などの取り組みを支援。
5. 新たな森林空間利用創出対策【2億円】
国有林における多言語による情報発信、木道整備などを実施するとともに、森林空間を健康、観光、教育などの多様な分野で活用する新たなサービス産業(「森林サービス産業」)の創出の取り組みを支援。
6. 治山事業(公共)【740億円】
サブライチエーン構築に向けたマッチングなどの取り組み支援
7. 花粉発生源対策推進事業【1億円】
花粉症対策苗木への植え替え、花粉飛散防止剤の実証、花粉飛散量予測の精度向上につながるスギ・ヒノキの雄花の着花状況調査などの取り組みとともに、これらの成果の普及啓発などを一体的に支援
8. シカによる森林被害緊急対策事業【4億円】
シカによる森林被害の防止に向け、広域かつ計画的な捕獲のモデル的实施や、捕獲等の新技術の開発・実証及び国土保全のためのシカ捕獲などを実施。
9. 農山漁村地域整備交付金(公共)【1,113億円】
地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付

1. 総括表

令和元年8月

区分	令和元年度 当初予算額	令和2年度 概算予算額	対 前年度比
	百万円	百万円	%
公共事業	192,878	233,084	120.8
一般公共事業費	182,734	222,936	122.0
治山事業費	60,627	73,965	122.0
森林整備事業費	122,107	148,971	122.0
災害復旧など事業費	10,144	10,148	100.0
非公共事業費	106,331	113,886	107.1
合 計	299,209	364,970	115.9

○多くの人々が暑くても屋外で待たざるを得ない駅前広場のバス停等における熱中症の発症リスクを軽減するため、都市緑化を活用した猛暑対策を実施することとしています。

そのための必要な財源を確保するため、「大阪府森林の有する公益的機能を維持増進するための環境整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例」を改正し、森林環境税を延長することとしています。

豪雨や災害並みの猛暑から府民の安全安心を守るため、防災や気象緩和など、「森林や都市の緑の有する公益的機能」を維持増進して次の対策を緊急かつ集中的に実施することとしています。また、猛暑対策を全国に先駆けて推進することにより、万博開催やインバウンド増加を見据えた「環境先進都市大阪」のアピールにもつなげるとしています。

具体的には

○九州北部豪雨等で得られた新たな知見に基づく森林の土石流・流木対策を継続して実施

大阪府 森林環境税 延長へ

大阪府は平成28年より施行した森林環境税の延長を9月の大阪府議会に提案することを決めました。

国有林野の管理経営に関する 法律等の一部を改正する法律が成立 ～樹木採取権制度が導入されます～

本年4月より森林経営管理制度がスタートすることに関連し、管理制度を担う林業経営事業者の経営の安定化と成長を促すことが必要と考えられています。

このため国有林の一定区域において、現在の入札による制度に加え、木材の需要者と連携する林業経営事業者に対し、一定期間、安定的に樹木を採取できる権利を付与する法律が創設されました。

法律の概要

◆指定と設定

農林水産大臣は効率的かつ安定的な林業経営のために次の①及び②を指定・設定することができます。

①樹木採取区の指定

「樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する二団の国有林野の区域であること（森林条件）」、「指定しようとする区域の所在する地域において、国有林と民有林にかかる施策を一体的に推進することにより、地域における産業の振興に寄与すると認められるものであること（経済的社会的条件）」という基準に該当する区域を樹木採取区として指定します。

②樹木採取権の設定

一定期間、安定的に樹木採取区に生育している樹木を採取する物権を

ある樹木採取権を林業事業者に設定することができ、樹木採取権の存続期間は50年以内とします。

◆樹木採取権の公募

農林水産大臣は「樹木採取区」を指定したときは、「樹木採取権」の設定を受ける者を公募します。樹木採取権は、次の条件を満たしている事業者が受けることができます。

①「森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力や、これを確実に行うに足りる経理的基礎を有すると認められること」

②「民有林からの供給を圧迫しないため、木材利用事業者等（川中事業者）及び木材製品利用事業者等（川下事業者）との連携により、木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められること」

農林水産大臣は、応募した者のうち前記の条件に適合している事業者の中から「樹木料」の算定基礎となる申請額、事業の実施体制、地域における産業振興に対する寄与の程度等を勘案して、関係都道府県知事と協議のうえ、樹木採取権者を選定します。

◆事業の実施

①樹木採取権実施契約の締結

樹木採取権の設定を受けた者は、事業を開始する前に、農林水産大臣と具体的な事業の計画（樹木の採取箇所、面積、採取方法等）や、川中・川下事業者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項等を含む「樹木採取権実施契約」を締結します。

この契約は、国有林野の公益的機能の維持増進等の観点から、現行の国有林の伐採のルールに則り、農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める基準や国有林野の地域管理経営計画に適合するものであることともに、5年ごとの契約締結が定められています。

また農林水産大臣は樹木採取権の設定に際し、その設定を受けた者から、樹木採取権の設定の対価である権利設定料を徴収します。加えて設定を受けた者は、樹木の採取前に、樹木の対価として樹木料を国に納付しなければなりません。

②報告と指示、取り消し

農林水産大臣は、次の事案に該当するときは、樹木採取権を取り消すことができます。

①事業の適正を期するため、樹木採取権者に対して報告を求め、調査し、指示することができるとされており、正当な理由なく指示などに従わないとき。

②樹木採取権者が、国が定めたルールに適合しない伐採を行うなど、樹木採取権実施契約に定められた事項について、重大な違

意欲と能力のある
林業経営者
(森林組合、素材生産業者
自伐林家など)

長期・安定的に
国有林材を供給

経営管理
実施権の設定

林業経営に適した森林

意欲と能力のある林業経営者に林業経営を再委託

自然的条件に照らして 林業経営に適さない森林

市町村による間伐などの実施
(市町村森林経営管理事業)

市町村

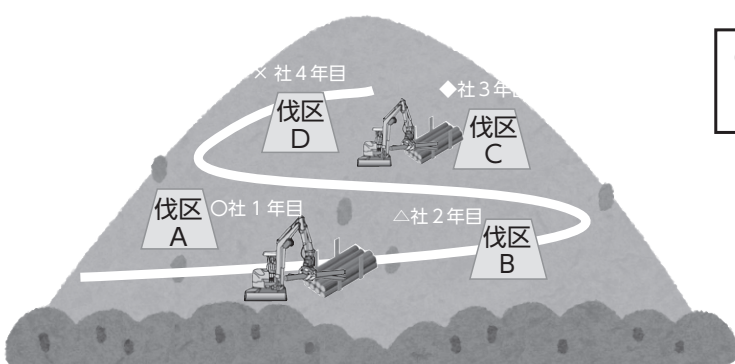
経営管理権の
設定

(森林経営管理法による
森林経営管理制度)

森林所有者

民有林

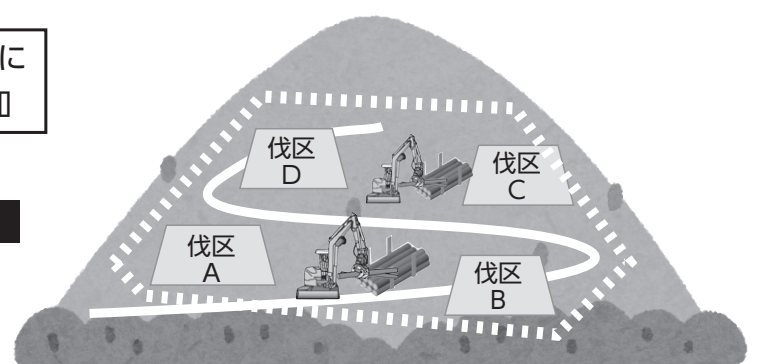
①現行の仕組み (引き続き実施)



- 毎年度個別に場所、時期などを特定し、入札により立木を購入して伐採する事業者を決定
- ※立木を購入している林業経営者の平均年間立木購入面積は約20ha (6000 m³ / 年の素材生産量に相当)

②追加する仕組み (今後の供給量の増加分の一部で実施)

①を基本に
②を追加



- 立木を一定期間、安定的に伐採できる権利（地域の意欲と能力のある林業経営者が対応可能な数百 ha・年間数千m³程度の素材生産量を想定）を設定。
- ※現行の国有林の伐採のルールを厳守
- ※長期に事業量が見通せることで機械導入や雇用促進につながる

国有林

反があったとき。

◆採取跡地の植栽について

採取跡地の植栽については、国が実施することになります。

しかしながら伐採と植栽を一体的に行うことが効率的であり、樹木採取権者に植栽を樹木の採取と一体的に行うように申し入れるものとしています。

その申し入れによる植栽の実施を確実なものとするよう、公募の際に植栽作業を行うことを明示し、それに応じた者の中から樹木採取権者を選定するなど、再造林にも配慮した取り組みを進めるものとされています。

◆その他

その他、川上・川中・川下の各事業者が共同して木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けると信用基金から債務保証や低利の資金融通が受けられるとされており、金融面でも事業者をバックアップする内容が盛り込まれています。

◆最後に

戦後の拡大造林以降に植栽した樹木も、利用期を迎えていることは事実です。民有林においても、皆伐

や利用間伐といった形で木材の生産が行われています。

ただ木材生産量の増大の一方で、木材価格は安価な状況が続き、この上、国有林からの木材生産が始まると、木材価格の推移がさらに見通せなくなることが懸念されます。

また伐採後の再造林についても樹木採取権者への「義務」ではなく、あくまで「申し入れ」という言葉を使っていることも憂慮されます。

林業の成長産業化が推し進められるなかで、森林所有者の経営意欲の向上につながる施策が置き去りにされているようにも思え、本制度の良しあしはもとより、組合員の皆様が安心して林業経営に取り組める環境づくりを関係各所に働きかける必要性を感じています。

樹木採取権制度における事業実施の基本的な流れ

樹木採取区の指定（国）

効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、基準に該当する国有林を指定。

公募～審査・評価～選定（国）

必須条件に適合している者の中から、申請内容を総合的に評価して、関係都道府県知事に協議の上、権利を受ける者を選定

樹木採取権の設定（国⇒樹木採取権者）

権利設定料の納付

実施契約の締結（国⇔樹木採取権者）
（施業の計画を含む）

樹木料の納付
（毎年、伐採箇所を確定して算定）

樹木採取権の行使（樹木採取権者）

毎年の実施状況の報告

権利期間終了

5年ごとに繰り返し

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（国有林野管理経営法の改正）Q & A

Q	A
樹木採取権とは	樹木採取権は、一定の要件を満たす地域の林業経営体が国有林において、その一定区域内の樹木を、一定期間、安定的に採取できる権利です。ただし、権利者が自由に樹木を採取できる権利ではなく、権利者は、事業を開始する前に、樹木の採取の具体的な条件等を定めた契約を5年ごとに農林水産大臣と締結する必要がある、その行使に一定の制約がある権利となっています。 なお、この権利は物権とみなされ、これにより、権利を取得した林業経営体においては、将来の見通しが確実になり、雇用や機械・設備のための資金調達や事業の拡大が可能となると考えています。
樹木料とは	樹木料については、樹木採取区の伐採しようとする森林ごとに、 ①その時点の当該森林の立木の市場価格（当該箇所から見込まれる丸太のその時点の市場価格から、当該箇所における伐採・搬出コストを差し引いた額をベースに算出）に ②申請者が申請時に提示する額と申請時の市場価格との比率を乗じて算定することとしています。 ○ 樹木料の算定方法のイメージ A=申請時の市場価格 B=申請者の提示額 C=樹木料の算定時の市場価格 樹木料 = C × (B / A) ※申請者が申請時に提示する額と申請時の市場価格との比率：B / A
伐採後の植栽について	伐採後の植栽については、樹木採取権が区域内の樹木を採取することのみを対象としていることから、樹木採取権者の責任において行われるのではなく、国が責任をもって行うこととしています。 一方、伐採後の植栽作業を国が事業者に委託するに当たっては、低コストで効率的に実施するため、樹木採取権者が伐採と一貫して行うことが望ましいことから、国が樹木採取権の設定を希望する者を公募する際に、樹木採取権者が植栽作業を行う旨を国が申し入れることとしております。 国は、この申し入れに応じ、申請した者の中から樹木採取権者を選定し、植栽作業を行う旨の契約を当該樹木採取権者と締結することとなるため、樹木採取権者が確実に植栽を行うこととなります。 現行の国有林野事業においては、立木販売等による樹木の伐採後は、すべて確実に植栽を実施しているところですが、今回の樹木採取権については、区域内の樹木を採取することのみを対象としたものであることから、植栽については、現行の国有林野事業と同様、国が責任をもって実施することになります。 仮に、樹木採取権者が植栽を行えないような場合であっても、植栽については、国が他の事業者に委託することにより確実に実施するため、植栽がなされないことはありません。
木材価格について	今回の樹木採取権制度については、今後の国産材需要の更なる拡大に応じた供給量増加の流れの中で、国有林においても増加する供給量の一部において導入していく考えです。 また、樹木採取権の設定を受ける者については、木材需要の開拓等を行う川中・川下事業者と安定的な取引関係を確立することを要件とすることにより、民有林の木材供給の圧迫と木材価格の下落を回避することとしています。 今後も引き続き、CLTや非住宅分野等における新たな木材需要の創出と、国産材の安定供給体制の構築を、車の両輪として合わせて実施していくことにより、木材生産量の増加と適正な木材価格の両立を図ります。



労働安全衛生規則の改正

詳しい資料は各支店まで

労働安全衛生規則の一部の改正と安全衛生特別教育規定の一部の改正が本年2月12日に公布又は告示されました。

改正の施行は内容により、2019年8月1日と2020年8月1日に分けられ施行される予定です。

林業における労働災害発生状況は、長期的には減少傾向を示していましたが、平成23年以降は改善がみられませんでした。

特にチェーンソーを用いた伐木作業中に発生した死亡災害は、全体の6割を占めています。そのほか伐木作業中に立木等が労働者に激突する災害が多発している状況です。

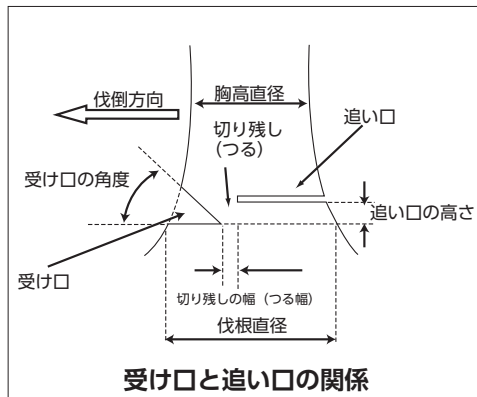
チェーンソーによる伐木作業の特別教育の内容を見直すとともに、かかり木処理やチェーンソー作業中に切創防止用保護衣（いわゆる防護ズボンもしくはチャップス）の着用を義務付けることとなりました。

森林組合は、森林・林業を行う組織として遵守を求められる規則ですが、今回の改正内容は森林所有者の方への周知も必要と考え、取り上げることとしました。

改正の主な概要は下記のとおりです。

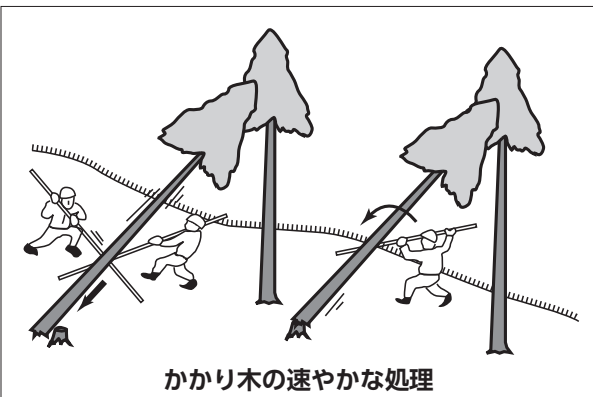
●伐木作業で受け口を作るべき立木の対象を、従来の胸高直径40cm以上から20cm以上に拡大。

●受け口は伐根直径の4分の1以上の深さとし、適当な深さの追い口を作ることを追加し、原則として受け口と追い口の間に適当な幅の切り残しを確保することを追加。（左図参照）



受け口と追い口の関係

●かかり木の速やかな処理と処理範囲内の処理作業員以外の立ち入りの禁止。



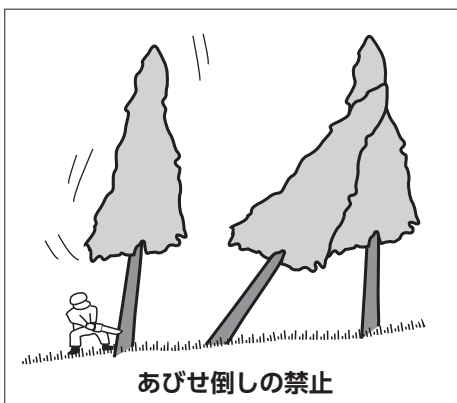
かかり木の速やかな処理

●かかり木にかかられた立木の伐倒、及び、かかり木に激突

させることにより、かかり木を外す（いわゆるあびせ倒し）ことの禁止。



かかり木にかかられた立木の伐倒の禁止



あびせ倒しの禁止

●伐木作業中に伐倒対象木の高さの2倍の半径内には伐木作業員以外の立ち入りの禁止
●チェーンソーによる伐木作業等を行う作業者は、切創防止用保護衣の着用を義務化。

さらに今まで胸高直径で2区分となっていた伐木業務の特別教育を統合することも盛り込まれています。

また、かかり木処理や切創防止用保護衣の着用の義務などの改正に伴い、チェーンソーによる伐木等作業の特別教育に、これらの内容を盛り込むこと等に関する改正

告示が公布されました。

すでに伐木等の業務に係る特別教育を修了されている（チェーンソーを用いた伐木の資格を取得されている）方は、新たに改正された内容について、2020年8月までに補講の受講が必要となりますので、ご注意ください。

数年前からチェーンソーによる伐木作業時には着用を義務付けておられます。夏場の着用は疲労につながるものの、チェーンソーでの切創事故の防止には欠かせないものです。組合の購買事業で取り扱う商品と価格を掲載しますので、チェーンソーを使われる方は、ご検討いただければと思います。

組合が取り扱う防護用具の組合員様特別価格での頒布（令和2年3月末まで）

杣超軽量チャップス
10,000円
(税込・送料別)



杣防護ズボン
エコノミカル
11,500円
(税込・送料別)



その他にも取り揃えておりますので、お問い合わせください。

台風・山火事などの災害による森林の損害への備え

森林とともに 80年

森林保険



森林保険は「森林保険法(昭和12年法律第25号)」などに基つき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害、噴火災という8つの災害により被災した損害を総合的に補償するものです。

過去においては、平成16年に発生した大規模風災害に対し、全国で100億円を超える保険金をお支払いするなど、森林所有者の経済的損失を補う唯一のセーフティネットです。

■ お申し込みの流れ

①お申し込みのご相談

お見積もりに必要な以下の項目（森林の住所・樹種・林齢・面積など）をご準備のうえ、森林組合までご連絡ください。

②お見積もりのご提案

ご相談内容に応じて、お見積もりをご案内させていただきます。

③お申込み

内容が決まりましたら、申込書に記名・捺印の上、森林組合にご送付ください。（その際、保険料を組合が指定する口座へお振込みください）お申し込みにあたっては、交付される森林保険契約重要事項説明書をご確認ください。

④ご契約成立

手続きが完了しましたら、森林保険センターより、保険証書をお送りします。（保険証書は大切に保管してください）

■森林保険のご相談・お申し込みはお気軽に

大阪府森林組合 072-698-0950

統計調査にご協力ください(2020年農林業センサス)

農林水産省・大阪府・市区町村では、2月1日現在で「2020年農林業センサス」を実施します。

農林業センサスは、農林業の実態を明らかにし、国や都道府県、市区町村はもちろん各方面にわたり、広く利用できる総合的な統計資料を得るための調査です。

全国の農家や林家をはじめ、すべての農林業関係者を対象に行われる『農林業の国勢調査』ともいえるべきものです。

皆様のお宅や会社等に調査員が調査に伺いましたら、ご協力をお願いします。



■年明けまでのイベントスケジュール

施設名	イベント名	内容	開催日	申し込み
ラ・フォレスタ	アトリエmirin 「ステンドグラス小品展」	高石市にアトリエを開設する「mirin」が、いろいろとやすらぎの空間のために制作されたステンドグラス小品を展示	11月8日(金)～12月23日(月)の期間中のラフォレスタ営業日	観覧無料
木根館	森のクリスマスツリー	いつものクリスマスツリーと少し違ったあなただけの森からのおとどけもの	11月24日(日) 9:30～14:00	申込受付中 材料費2,000円
木根館	季節のかんなのはな 「ポインセチア」	ホンモノの花のいぶきが盛り込まれる大人気のかんなのはなシリーズ	12月7日(土) 10:00～12:00	11/7から申込開始 材料費2,000円
木根館	オリジナル つみきセット (うづくり スタンプバック付)	自由な形でつくるつみきセット 箱サイズにぴったりなバック付	12月22日(日) 9:30～16:00	11/6から申込開始 材料費4,500円
ラ・フォレスタ	冬景色の ライトスタンド	小品展を開催中のアトリエmirinがステンドグラスづくりを丁寧に指導	11/29(金)、30(土) 両日とも 13:00～16:30	11/5から申込開始 各回定員6名 材料費3,300円
ラ・フォレスタ	木工体験 「干支小箱づくり 子の巻」	河内材の小箱の上にちょこんと乗ったヒノキのねずみを彫ります。ねずみは小箱の中に入るサイズです	1月12日(日) 13:00～16:00	1/6から申込開始 定員10名 参加費3,000円

また木根館では、時間を決めて自由にクラフトを楽しまれたり、オリジナルキットを購入されて制作されたり、お客様のご希望に応じて利用することができます。

開館時間内は木工の指導員が常駐していますので、初めての方でも安心です。

ぜひご利用ください。

木工室のご利用料金

■時間利用
中学生以上200円/1h、小学生100円/1h(乳幼児無料)

■終日利用(9:00～17:00)
中学生以上1,000円、小学生500円

木根館 ラ・フォレスタ イベント情報

●ラ・フォレスタ ☎0721-72-0090
ホームページ▶
<http://www.sinrin.org/foresta/sinrinforesta>

●木根館 ☎0721-64-8151
ホームページ▶
<http://www.sinrin.org/kinkonkan>

木根館とラ・フォレスタでは、季節を彩るワークショップや企画展が目白押しです。

人気のワークショップは満員でお断りすることもしばしば。

気になるワークショップへは、お早めにお申し込みください。



冬景色のライトスタンド 干支小箱づくり

「街と里のつながり」 実証事業の 推進について

環境省が平成28年度より進める「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトは、地方が抱える高齢化や人口減少という課題を、豊かな自然の恵みを活用することで、地域の社会や経済にも貢献する「地域循環共生圏の構築」に取り組む事業です。

全国10の地域で実証が進んでいますが、その中の一つに吹田市と能勢町をフィールドとした「街と里がつながり、様々な知恵と力で大都市近郊の里山資源を活かす」があります。

吹田市と能勢町は、平成17年にフレンドシップ交流協定を締結しており、平成28年に民間シンクタンクによる「生物多様性に優れた自治体ランキング」全国1位に輝いた能勢町の豊かな里山資源を吹田市民に体感してもらう機会や場を創り、生物多様性の理解を深めてもらうことを目標としています。同時に市民参加の自然環境の保全活用を通じて、経済振興につなげる

- ことで、環境と経済の好循環を目指しています。
- すでに能勢町と吹田市の両地区で、有識者による話題提供や両首長がパネラーとして出席したフォーラムが開催されるなど、本事業を広く伝えるための具体的な取り組みにも着手しています。
- それらを通じて、取り組みのポイントとして次の3つの点を挙げています。
- 多様な主体が連携・協働し、行政区域を越えて、里の資源の維持管理や自然利用などを進めるプラットフォームづくり。
 - 能勢産材を吹田市で使用するなど、街と里の連携による経済性を伴った里山保全を図るための経済的な仕組みづくり。
 - クリ林の保全活動を通じて、能勢町の里山保全に関わる吹田市民（保全活動団体や大学生など）を増やすための人材育成



コースターづくりの様子

の小学生を能勢町に招き、豊かな自然を体感してもらうイベント「里山 DAYCAMP in NOSE」が開催され、森林組合もサポートしました。

森林組合は、内部に網を貼った、その名も「カブトムシハウス」と名付けた簡易のゲージを作り、カブトムシとクワガタで満たすことと、ヤスリで磨いた後、焼き印を押した間伐材のヒノキのコースター作りを担当しました。



カブトムシハウス

参加した小学生は、ホームセンターなど販売されている昆虫とは異なる、天然物のカブトムシとクワガタの生命力の強さを感じ取ったようで、しばしゲージの中で歓声が上がっていました。

これからも、目標達成に向けた様々な実証事業が開催されます。

森林組合としても、組合が実施する森林整備に加え、街と里のつながりにより豊かな能勢町内の里山の保全と活用が進むことを期待しています。

廃棄物の焼却行為は やめましょう！

廃棄物の不法投棄や焼却行為(野焼き)は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で禁止されています。違反した場合は、「5年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金、またはこれを併科(両方)」という罰則があります。

例えば、家庭から出るごみなどの廃棄物を庭先や畑でそのまま燃やしたり、

地面に穴を掘って燃やしたり、ドラム缶や、ブロックなどを積み上げ、その中で燃やす行為などは野焼きに当たります。

一方で、焼却炉で焼却する場合も、基準に適合しない焼却炉の使用は禁止されていますので、十分注意してください。

なお、以下のものについては例外的に認められていますが(同法施行令第

14条)、その場合でも、大気汚染や悪臭発生の観点から、大阪府の条例で屋外における焼却が禁止されている場合があります(大阪府生活環境の保全等に関する条例第47条)。

1. 国や地方公共団体が施設管理を行うために必要な焼却

2. 震災等の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な焼却

3. 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却(どんど焼き等)

4. 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ない焼却(稲わらの焼却等)

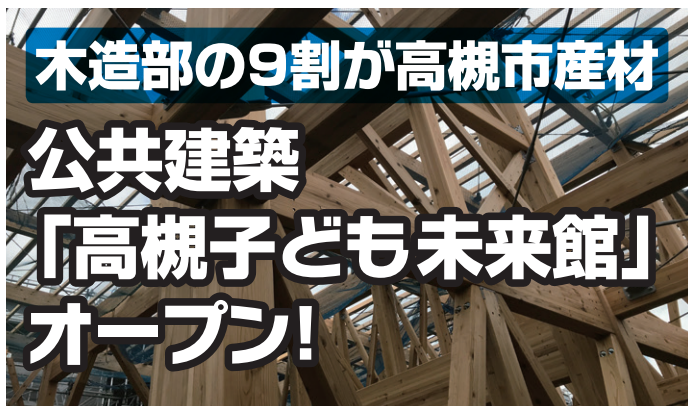
5. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる程度の軽微な焼却



高槻子ども未来館全景

JR京都線と阪急京都線が並走する高槻市街地の中心部に、今春「高槻子ども未来館」という複合型の子育て支援施設（鉄骨3階建・木造平屋建、延床面積は6,155平方メートル）がオープンしました。

1階は高槻認定こども園、2階は子育て世代包括支援センター機能を併せ持つ子ども保健センター、



木造部の9割が高槻市産材 公共建築 「高槻子ども未来館」 オープン!

さらに3階には子育て支援人材育成施設があり、公立ではじめてのサービスとして、病児保育や休日・一時預かりなどの多様な保育機能を有しています。

この建物の平屋建て部分は、音楽会など多目的に使用できる「遊戯室」や「保育室」になっており、その建屋の構造材の約9割が高槻市内産材（残り1割は大阪府内産木材）による構造用集成材です。

木材は、製品ベースで160立方メートルにもなり、柱や梁、土台などに大規模に使用されています。



高槻市内産材の構造材

追究されてきましたが、特に問題はなく、低層建築であり、構造用材として高槻市内産材を使用することとなりました。

課題は、規格に合致する大量の原木調達でありましたが、当組合では、高槻市内で随一の素材生産を行っている自負にかけ、先行して間伐材をストックするとともに、大阪府内全体での搬出体制も活用しながら、希望される納材量及び納期に対応することができました。

さて、施設は今春オープンし、すでにたくさん子どもたちや保護者の方々に利用されています。現地にて、認定こども園の高井園長に話を聞いてみました。



こども園の元気な子どもたち



解放感のある建物内部

「解放感を感じる建物と木のぬくもりがマッチした雰囲気が大変好評ですね。木に直接ふれあうことは幼児教育の場でも意義深いので、玩具や遊具、さらには工作体験といった身近なところでも木を使っていきたいです。」

こうして木を利用できるのも、森林所有者や林業者のおかげであり、感謝しています。

私たちは木や土、水といった自然の産物が教育や生活の上でも重要なものだと思っていますので、利用者の人にも伝えていきたいですね。」

地域における不適正な建設残土の処分を防止しましょう!

当組合は、大阪府との間で建設残土等の土砂の不適正処理を未然に防止するための情報提供に関わる協定を平成29年9月15日に締結しました。

しかし、行為者が地域や土地の所有者に事業計画等についての十分な説明を行わず、しっかりした対策を行わないままに、土砂埋立て等を開始した結果、災害のおそれが生じたり、周辺の生活環境に支障を及ぼすなど、住民生活を脅かすような事案が各所で発生しています。

このような事案は民家が近くになく周囲から発見されにくいところや幹線道路から少し入ったところなどで行われることが多いことから、

組合員の皆様におかれましては、

- 不審な土砂の埋立て作業をしている
- 土砂を積載したダンプが頻繁に出入りしている

などの状況を目撃されましたら、お近くの組合事務所までお知らせください。



また、高槻市では、今秋から市民会館の建て替え工事が始まります。

新たな施設では、建物内のホールの内装材などに大阪府内産材をふんだんに使っていただける設計と聞いております。



令和4年度のオープンに向けた工事は今後、急ピッチで進む予定であり、当組合では「高槻子ども未来館」で培った地域産木材に対する理解をさらに深めるため、まずは求められる木材の供給体制を担い、全うしたいと考えています。



おの丸大食品

心に残る贈り物

丸大のギフトは、どなたにも喜ばれます

大阪府森林組合の皆様には特別価格でご案内申し上げます。同封のチラシをご覧ください。

丸大食品株式会社 中日本特販営業課
〒557-0063 大阪市西成区南津守2-1-10
TEL 06(6657)0071 FAX 06(6657)1090